



空き家改修事業をご紹介します!!



生かせば地域の宝!!
ぜひご検討ください!!

市内の空き家を有効活用し、定住の促進を図るため
空き家改修費用の一部を補助いたします。

■改修工事着工前に、市へ「空き家活用計画書」を提出し、承認を受ける必要があります。

■補助金交付の手続きは、事業（居住開始・簡易宿所オープン）完了後となります。

1 対象の空き家(空き家活用計画書提出時)

- ① 現に居住者のいない築年数が20年以上の建物。（ただし、新たな居住者入居後3か月までは申請可）
- ② 空き家、空き店舗（以下、「空き家等」という。）を改修して居宅・簡易宿所とする建物。
- ③ 借家住宅、共同住宅等は除く
- ④ 工事を行う前に、市に提出した「空き家活用計画書」に活用内容を記載されている建物。

2 補助対象者

- ① 「空き家等を活用し定住」又は「借家として活用」するため改修を行う個人、法人。
※賃貸入居者も、所有者の同意があれば本事業を活用することができます。
- ② 「空き家等を社宅」又は「簡易宿所」として活用するため改修を行う法人、個人。
※簡易宿所については、日置市移住協力店への登録が条件となります。

3 補助対象要件(補助金交付申請書チェックポイント)

- ① 事業が完了（改修工事が終了し、目的「居住・簡易宿所オープン」が達成）していること。
- ② 空き家活用計画の承認後、2年または令和7年3月31日のいずれか早い期日以内であること。
- ③ 入居者は自治会へ加入。改修後5年間の目的外使用の禁止が条件。※補助金返還の場合もあります
- ④ 日置市過疎地域移住定住促進事業との併用はできません。
- ⑤ 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。
- ⑥ 居住用家屋への工事を対象とし、附属屋及び浄化槽設置工事、**30万円以下の軽微な改修は対象外。**
 - A 増改築及び間取りの変更
 - B 屋根のふき替え、塗装及び補修
 - C 外壁の張替え、塗装及び補修
 - D 壁、床及び天井などの張替え及び補修
 - E 台所、トイレ、浴室、洗面所等の改修
 - F 電気及び給排水工事など
 - G 当該空き家を活用する為に必要な駐車場確保のための外構工事

4 補助金額(改修費用の3分の1以内。補助上限額は以下)

- ① **相続空き家**に所有者が居住する場合は補助上限額 **10万円** 「市内業者施工の場合上限額 **20万円**」
- ② 上記「①」以外の場合は補助上限額 **20万円** 「市内業者施工の場合上限額 **30万円**」
 - 【①例1】費用50万円の市内業者施工→補助金20万円
 - 【①例2】費用100万円の市外業者施工→補助金10万円
 - 【②例1】費用90万円の市外業者施工→補助金20万円
 - 【②例2】費用200万円の市内業者施工→補助金30万円

5 手続きの流れ 「補助金交付の手続きは、事業（居住開始・簡易宿所オープン）完了後」

	流れ	注意事項
①	<p>■ <u>空き家活用計画書提出</u></p> <p>↓</p> <p><u>事業承認</u>（承認書交付）</p> <p>↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●必ず改修工事着工前に「空き家活用計画書」を提出する必要があります。 ●活用や改修の内容、スケジュール等を記載。見積書・現状写真、契約書等（売買・賃貸）を添付。
②	<p>■ <u>改修実施</u></p> <p>工事着工</p> <p>↓</p> <p>工事終了</p> <p>↓</p> <p>工事費用支払い</p> <p>↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家活用計画に基づく工事開始。 ●内容に大きな変更（補助金申請見込額が10万円以上の増減を伴うもの）がある場合は、市へ変更承認得ること。 ●着工前、着工後の写真を撮る。 ●DIYで行う場合、材料等購入明細も整理しておくこと。（申請時に使用する。） ●支払いを済ませ、領収書も整理しておくこと。（申請時に写し添付）
③	<p>■ <u>事業完了</u></p> <p>・入居（住民票異動）・宿所（営業許可）</p> <p>↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●居住に向けての改修については、事業完了を住民票の異動で確認。 ●簡易宿所は、営業許可で確認。
④	<p>■ <u>補助金交付申請書の提出</u></p> <p>・空き家活用計画承認書の写し</p> <p>・領収書・明細書の写し</p> <p>・改修工事の図面等（平面図）</p> <p>・施工中・施工後の写真</p> <p>・自治会加入等誓約書</p> <p>・事業完了を確認できる書類</p> <p>・滞納のない証明書</p> <p>↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家改修事業補助金交付申請書の受付期間は、計画承認された日から2年または令和5年3月31日のいずれか早い期日以内 ●「事業完了を確認できる書類」とは、居住への改修は「住民票の写し」、簡易宿所は「営業許可書の写し」とする。 ●入居者の条件は「自治会加入」。 ●改修後5年間は、目的外に使用してはならない。 ●簡易宿所化への空き家改修の条件は、日置市移住協力店への登録とする。 ●請求書に記載する、振込口座の内容に誤りがないように、通帳の1ページ目の写しを添付する。
⑤	<p>■ <u>補助金の支払い</u></p> <p>交付決定・確定</p> <p>↓</p> <p>補助金請求</p> <p>↓</p> <p>補助金の振込み</p>	

6 お問い合わせ先

日置市役所 地域づくり課 定住促進係 電話 099-248-9408

メール teiju@city.hioki.lg.jp